

令和 7 年門真市教育委員会第 6 回定例会

開催日時 令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 2 時

開催場所 本館 2 階 大会議室

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告

日程第 4 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 服部 雅俊 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4
条第 1 項第 1 号に係る報告

説明者 太田学校教育課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、
秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。
各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議さ
れた。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時01分から午後 2 時04分まで

日程第 4

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答
となる旨説明があった。

番号 1 門真市教育委員会点検・評価検討委員会における諮問及
び委員について

報告者 十河教育総務課長

諸報告資料 1 ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、門真市教育委員会点検・評価検討委員会を設置しております。

この度、当該検討委員会を開催するにあたり、学識経験者 2 名に委員として委嘱し、諮問することにより、専門的・客観的視点からの意見・助言を求め、門真市教育委員会点検・評価報告書を作成することとしております。諮問の内容につきましては現在ご覧いただいております 1 ページのとおりです。

次に 2 ページをご覧ください。委嘱する委員につきましては、委員名簿に記載のとおり、大阪教育大学及び関西福祉科学大学の名誉教授であります野田 文子氏、同志社女子大学の准教授であります新谷 龍太郎氏とし、委嘱の期間は、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の規定により、委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時までとしております。

番号 2 門真市教育振興基本計画策定委員会における諮問及び委員について

報告者 渡辺教育企画課長

門真市教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画として位置づけ、令和 3 年 2 月に、現在の計画を策定いたしました。計画期間である 5 年間で今年度をもって満了することから、次期計画を策定するにあたり多方面からの意見を聴取するため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者で構成される門真市教育振興基本計画策定委員会を開催するものです。

第 1 回の会議を令和 7 年 7 月 16 日に開催するに当たり、計画策定に係る諮問及び委員の委嘱又は任命を行うこととしておりますのでご報告いたします。諮問の内容につきましては資料 3 ページのとおりです。

次に資料 4 ページをご覧ください。委嘱又は任命する委員につ

きましては、資料4ページの委員名簿のとおりです。委嘱等の期間は、「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」の規定により、「委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで」としております。

番号3 令和7年度門真市教育研究指定校について
報告者 岡田学校教育課参事

諸報告資料5ページをご覧ください。

教育研究指定校制度は、指導方法の工夫改善や生徒指導等、特色ある教育研究活動に積極的に取り組む学校に対して、1校あたり20万円の予算補助を行い、研究推進をサポートするものです。

今年度は、水桜小学校を研究指定校として決定いたしております。水桜小学校の研究主題と要旨は、資料のとおりでございます。

なお、水桜小学校におきましては、昨日6月26日（木）に第1回のアウトプットデイを実施。今後も11月27日（木）、2月12日（木）と年3回のアウトプットデイを通して、日頃の取組を公開する予定となっております。

番号4 損害賠償請求事件について
報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況について御報告申し上げます。6月16日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。

本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、8月6日を予定しております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時12分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 服部 雅敏